

重要事項説明書

(2025年 11月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	あすなろの会
法人種別	特定非営利活動法人
法人所在地	東京都豊島区東池袋一丁目 36 番 7 号
電話番号	03-5981-9466
代表者氏名	斉藤 綾花

2 事業所の概要

事業所の名称	訪問介護 あすなろ
事業所の所在地	東京都豊島区東池袋一丁目 36 番 7 号アルテール池袋 417 号
事業所の電話番号	03-5981-9466
事業所の営業時間	月～金 9時～17時
サービス提供地域	豊島区、文京区、板橋区、新宿区
サービス提供時間	月～日 (365日、24時間) ただし12月29日～1月3日を除く
事業所番号	1311601791 (2019年6月1日指定)
運営方針	障害者総合支援法にもとづき、地域で自分らしく生活できるよう生活および身体の支援をおこないます。

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1		1	介護福祉士 1名 看護師 名 ヘルパー1級 名 ヘルパー2級 名
サービス提供責任者	1		1	介護福祉士 1名 看護師 名 ヘルパー1級 名 ヘルパー2級 名
ヘルパー	5		1.3	介護福祉士 名 看護師 1名 ヘルパー1級 名 ヘルパー2級 4名
事務員	0		0	

4 主たる対象者

○居宅介護

身体障害者（18歳未満の者を除く）、知的障害者（18歳未満の者を除く）、障害児（18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者）、精神障害者（18歳未満の者を除く）、難病等対象者（18歳未満の者を除く）

○重度訪問介護

身体障害者（18歳未満の者を除く）、知的障害者（18歳未満の者を除く）、精神障害者（18歳未満の者を除く）、難病等対象者（18歳未満の者を除く）

5 サービスの内容

①身体介護

食事介護	全介助、部分介助、特別食の配慮
入浴介護	全身浴、半身浴、洗髪
通院介護	車椅子移動、同行介助
他、排泄介護など	

②家事援助

調理	一般的な調理
衣類の洗濯	利用者様の洗濯機または、手洗いによる洗濯、乾燥、物干し、取入れ、収納
買物	日用品の買物、薬の受け取り
掃除	一般的な掃除

③その他のサービス

介護等の相談	
--------	--

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、区市町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※ 事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

- ① 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

8 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

9 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	管理者/滝沢 景子
電話番号	03-5981-9466 (休日夜間/携帯電話、留守録対応)
受付時間	月～金 9時～17時

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

豊島区	豊島区役所障害福祉課 03-3981-1111 (コールセンター)
文京区	文京区障害者基幹相談支援センター 03-5940-2903
板橋区	福祉部 障害サービス課 福祉係 03-3579-2362
新宿区	障害者福祉課・新宿区基幹相談センター<総合相談> 相談係 03-5273-4583

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-3268-1148
受付時間	月～金 9～17時

当事業所の虐待防止責任者は、管理者です。

ご心配事がございましたら、お気軽にご相談ください。

また、障害者の虐待や擁護者の支援に関する相談、通報、届け出先もごございます。

豊島区	豊島区障害者虐待防止センター (豊島区立心身障害者福祉センター) 03-3953-2870 (平日) 03-5953-2870 (休日夜間/留守録対応) 月～金 8時30分～17時
文京区	文京区障害者虐待防止センター (文京区福祉部障害福祉課内) 03-5803-1818 (平日) 月～金 8時30分～17時15分
	障害者基幹相談支援センター (文京総合福祉センター内) 03-5940-2903 平日17時15分～翌8時30分、土日祝日 (24時間)

板橋区	板橋区立障がい者虐待防止センター事業（板橋区立障がい者福祉センター） 03-3550-3406（24時間365日）
新宿区	新宿区障害者虐待防止センター（新宿区障害者福祉課内） 03-5273-4368（平日午前8時30分～5時） ※平日夜間および土日休日は電話03-3209-1111（区役所代表電話）

10 サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の評価は行っておりません。

年 月 日

事業者

所在地 東京都豊島区東池袋 1-36-7
名 称 特定非営利活動法人 あすなろの会
事業所 訪問介護 あすなろ

説明者

氏 名

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

〔住 所〕

〔氏 名〕

代理人

〔住 所〕

〔氏 名〕

〔本人との関係： 〕

〔代筆の理由： 〕